

保険料率の算定方法

3. 令和6年度高石市保険料率

前回（令和5年度第2回運営協議会資料1 P8より抜粋）

＜算定結果＞

1人あたり医療費の増加が続き、更に被保険者数の減少が進む見込み。≪保険給付費が増加し、1人あたり保険料額が増加する。≫

◎令和6年度≪本算定≫大阪府統一保険料率 = 高石市保険料率 = 府内市町村保険料率

	所得割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分 （医療分）	9.56%	35,040円	34,803円	65万円
	(+0.38%)	(+1,310円)	(+1,105円)	-
後期高齢者支援金分 （後期分）	3.12%	11,167円	11,091円	22万円
	(+0.15%)	(+583円)	(+517円)	(+2万円)
介護納付金分 （介護分）	2.64%	19,389円	-	17万円
	(+0.03%)	(▲163円)	-	-

全国で先駆け、府内すべての市町村で完全統一保険料率

（下段はR5保険料との比較）

保険料算定の方法（医療分）



- ① 大阪府は、保険給付費の推計をもとに、府全体で必要な保険料必要総額を算出し、保険料必要総額を算定方法に沿って所得割、均等割、平等割に按分

【大阪府国民健康保険運営方針P16より抜粋】

第2 市町村における保険料の標準的な算定方法

1 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）

都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模等に応じた標準的な収納率等、市町村が保険料率を定める際に必要となる事項の標準を定めるとともに、当該標準設定に基づき、市町村標準保険料率を算定して示すことにより、標準的な住民負担の「見える化」を図ることとなっている。

そこで、府における標準的な保険料算定方式について、次のとおり定める。

① 標準的な保険料算定方式 3方式（ただし、介護納付金分保険料は2方式）

② 標準的な応益割と応能割の割合 1： β （ β は所得のシェアをどの程度事業費納付金の配分に反映させるかを調整する係数）

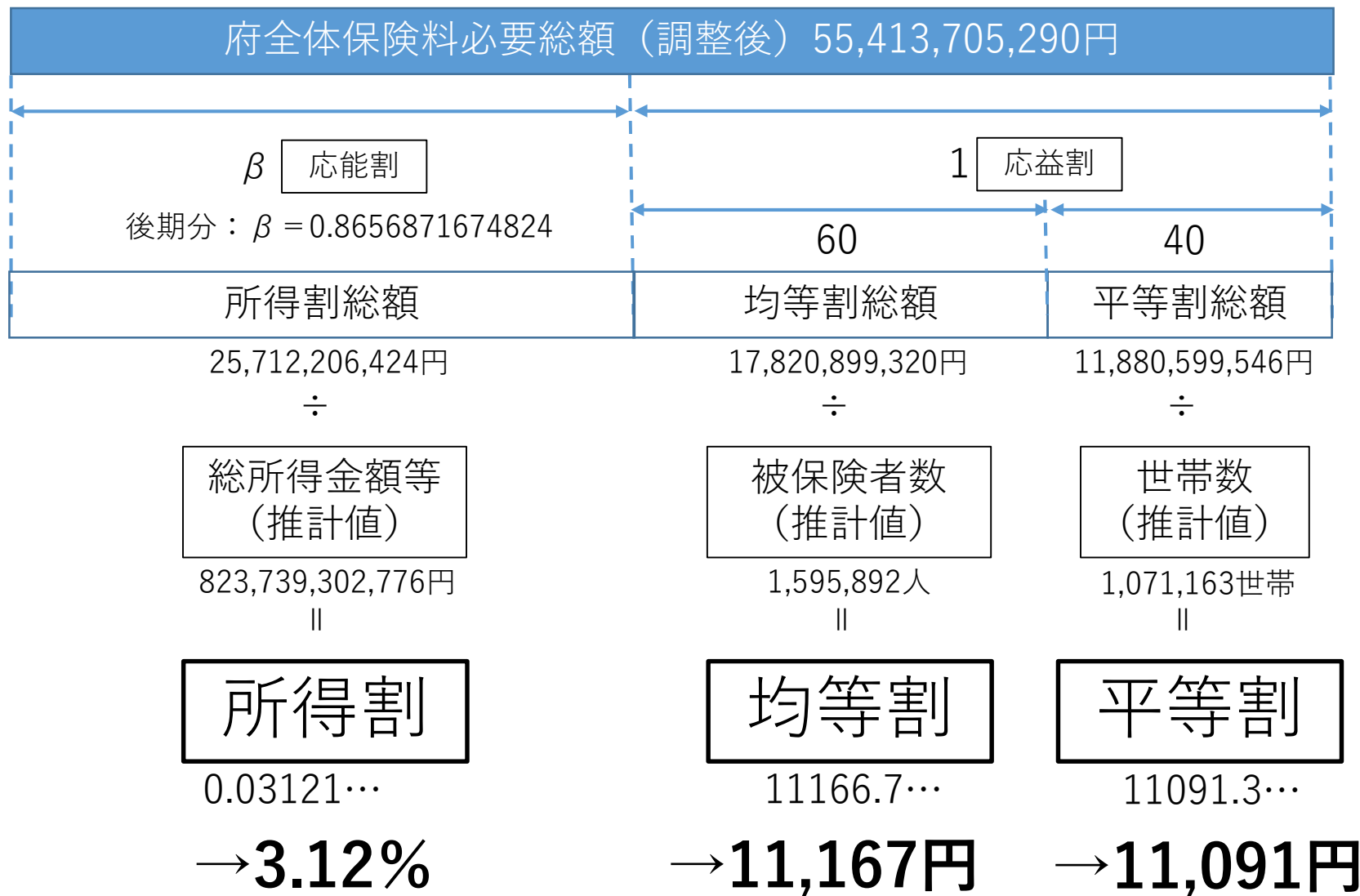
③ 応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合 60：40

保険料算定の方法（医療分）

所得割総額	均等割総額	平等割総額
79,777,148,937円	55,920,076,147円	37,280,050,764円
÷	÷	÷
総所得金額等 (推計値)	被保険者数 (推計値)	世帯数 (推計値)
834,522,729,516円	1,595,892人	1,071,163世帯
所得割	均等割	平等割
0.09559...	35040.0...	34803.3...
→9.56%	→35,040円	→34,803円

② 所得割総額、均等割総額、平等割総額をそれぞれ府全体の総所得金額等、被保険者数、世帯数の推計値で除する。

保険料算定の方法（後期分）



保険料算定の方法（介護分）

